

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プラントデータ採取用プリンタにおいて、印字ヘッドの不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	炉心スプレイポンプ（A）入口圧力計の監視カメラにおいて、映像不良が認められたため、当該カメラを点検・調整	D	
3	2号機	タービン建屋エバポレータ室換気空調系の移送ファンにおいて、ベルトの外れが認められたため、ベルトを点検・修正	D	
4	3号機	工具センタより借用した投光器1台を紛失させたことが確認されたため、対応検討	D	
5	3号機	循環水ポンプ（A）において、グラウンド部ドレン受け皿の排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
6	3号機	屋外硫酸第一鉄注入タンクにおいて、レベルゲージに汚れが認められたため、当該レベルゲージを点検・清掃	対象外	
7	4号機	タービン建屋の排気用ダクト架台点検時、架台及び手摺りに腐食が認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	屋外硫酸第一鉄注入タンクにおいて、レベルゲージに汚れが認められたため、当該レベルゲージを点検・清掃	対象外	
9	5号機	復水器（B）ホットウェル出口導電率計（CIT-174）の点検時、計器の誤差率に精度外が認められたため、当該計器を修理	D	
10	5号機	復水器（C）ホットウェル出口導電率計（CIT-175）の点検時、計器の誤差率に精度外が認められたため、当該計器を修理	D	
11	5号機	復水器（C）ホットウェル出口導電率計（CIT-176）の点検時、計器の誤差率に精度外が認められたため、当該計器を修理	D	
12	5号機	復水器ホットウェル水位制御弁（C）の点検時、駆動部下部ブッシュよりエアリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	5号機	残留熱除去ポンプ吐出配管圧力スイッチ等の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
14	5号機	原子炉圧力変換器の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
15	5号機	原子炉圧力計等の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
16	5号機	原子炉格納容器機器ドレンサンプ吐出流量計において、計器仕様表の名称に誤記が認められたため、当該書類を訂正	C	
17	5号機	作業員が管理区域に入域した際、作業中に電子線量計の不具合が認められたため、被ばく線量を評価及び対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
18	5号機	ほう酸水注入ポンプ吐出圧力計の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
19	5号機	非常用ディーゼル発電機機関潤滑油ポンプ吐出圧力計の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
20	5号機	主タービン組合せ中間弁（NO. 5）の点検時、スプリングハウジングのガイドローラ枠に摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
21	5号機	残留熱除去海水ポンプ（C）シャフトの浸透探傷検査時、中間シャフト下部に指示模様が認められたため、当該部を点検・修理	C	
22	5号機	原子炉補機冷却水系／タービン補機冷却水系サージタンク記録計において、ディスプレイキーボードの破損によるデジタル表示の消灯が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	6号機	タービン建屋オペフロ換気空調系冷却装置（B）において、圧縮機（A）の蒸発器配管に氷結が認められたため、装置を点検・修理	D	
24	集中環境施設	連続ダストモニタ（A系 CH-1）において、「流量調節器異常」の表示が発生したため、流量調節器を点検・修理	D	
25	集中環境施設	廃液乾燥固化系貯槽再循環ブロウ（C）において、吐出流量計の指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
26	集中環境施設	補機冷却海水ポンプのろ過水元弁において、腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
27	その他	キャスク保管設備清浄エリア送風機の予備機自動起動制御回路用タイマーリレー点検時、接点抵抗が管理目標値を超えていることが確認されたため、タイマーリレーを修理	D	
28	その他	水処理設備中央操作室内のNO. 1純水タンクレベル計において、一時的な指示変動が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで